

# 行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託（以下「業務委託」という。）について、業務委託の目的、業務内容、業者選定方式、スケジュール及び審査方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第2条 業務委託は、行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務（以下「業務」という。）について包括的に委託し、市民サービスの向上、業務品質の向上及び収納率並びに有収率の向上など更なる経営の効率化を図ることを目的とする。

## （業務委託内容）

第3条 業務委託の内容は、次のとおりとする。

- (1) 受付業務
- (2) 検針業務
- (3) 検算業務
- (4) 調定・更正業務
- (5) 各種統計業務等に係る資料作成業務
- (6) 収納業務
- (7) 精算業務
- (8) 開栓・閉栓業務
- (9) 滞納整理業務
- (10) 給水停止業務
- (11) 電算処理業務
- (12) 行橋市に対する情報提供サービス
- (13) 納付書等の印刷業務

(14) 事務引継

(15) その他業務を適切に実施するため市長が必要と認める業務

(業務委託期間)

第4条 業務委託期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(業務目安額)

第5条 業務目安額（総額）は、340,340,000円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）とする。

(業者選定方式)

第6条 業者選定については、事業者の企画・提案内容を重視した委託先の決定をするため、プロポーザル方式を採用する。

2 前項に定めるプロポーザル方式を実施するにあたり、広く企画・提案を募集するため、公募型を採用する。

(スケジュール)

第7条 業務委託の全体スケジュールについては、別表1のとおりとする。

(参加資格)

第8条 プロポーザルへ参加を申し込む事業者（以下「参加事業者」という。）に必要とされる参加資格要件は、次のとおりとする。

(1) 「行橋市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」に基づき、市内及び市外物品・役務有資格者名簿に登録されている者

なお、現在市内及び市外物品・役務有資格者名簿に登録されていない者については、速やかに追加登録の手続きを行い、登録を受けること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない

いこと

- (4) 本件にかかる実施の公示日から受託業者決定までの間に行橋市建設工事に係る指名停止措置基準に基づく指名停止処分を受けていないこと
- (5) 国税及び地方税に滞納がない者であること
- (6) 給水人口45,000人以上の事業体での水道料金等関連業務の実績(ただし、検針業務、収納業務、窓口業務など単独の業務受託のみの場合は実績として認めない)を有する者であること
- (7) 当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること
- (8) 常時雇用関係があり、かつ、日本国内において、水道事業の検針、収納、受付業務について3年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること
- (9) 個人情報の漏えい、滅失、き損、又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること
- (10) 暴力団員による不当な行為等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は役員が暴力団員でない者であること

(参加申込)

第9条 参加事業者は、プロポーザル参加申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、第3項に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要がわかるもの(会社設立年月、資本金、事業内容が明記されているパンフレットなど)
- (2) 給水人口45,000人以上の事業体での水道料金等関連業務の実績(ただし、検針業務、収納業務、窓口業務など単独の業務受託のみの場合は実績として認めない)
- (3) 水道関係資格及びその資格の保有数
- (4) 水道関係従業員数及び総数

- 2 前項に掲げる参加申込書及び添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。
- 3 応募期間は、令和3年7月1日から令和3年7月27日までとする。

(参加資格審査)

第10条 前条第1項に規定する参加申込の審査については、別に定める水道事業（検針・収納・窓口）業務委託事業者選定基準及び行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託プロポーザル審査委員会要領に規定する行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果について、参加事業者に対し速やかにプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知することとする。

(業務提案)

第11条 参加資格を有するとされた参加事業者（以下「提案事業者」という。）は、業務提案をしようとするときは、次に掲げる書類を、第3項に定める期間内に市長に提出しなければならない。なお、枚数は各事業者の自由とするが、できる限り簡素に記載すること。サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。図表等を使用する場合において「A3版」を使用するときは、折り閉じることとし、業務提案書等に付随する資料添付については、認めない。

- (1) 業務提案書等の表紙 様式第3号
- (2) 業務提案書 様式第4号から様式第10号
- (3) 電算システム計画書 様式第11号
- (4) 電算システム関連書類 様式第12号から様式第16号
- (5) 提案見積書（総額） 様式第17号

- 2 前項に掲げる参加申込書及び添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。
- 3 提案期間は、プロポーザル参加資格審査結果通知書を受け取った日から令和3年8月16日までとする。

(業務提案書等作成要領)

第12条 業務提案書等の作成については、別に定める行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託に関する応募要領説明書の定めに従い作成すること。

（審査方法）

第13条 業務提案書等の審査については、プレゼンテーションの内容及び審査委員会において行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果について、提案事業者に対し速やかにプロポーザル結果通知書（様式第18号）により通知することとする。

3 審査委員会における評価点の公表については、自社提案分に限り評価点数を記載した書類を交付するものとする。

4 業者選考等に係る情報の公表は、行橋市情報コーナー設置運営規程（平成12年告示第15号）に基づき行うものとする。

（失格）

第14条 市長は、提案事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、プロポーザルへの参加資格を取り消すものとする。

(1) 第8条に定める参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 不渡手形又は不渡小切手を振り出した者

(3) 行橋市工事請負業者選考委員会からの指名停止措置を受けた者

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 実施要領・応募要領説明書等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(7) 提案見積書の金額（総額）が、第5条に定める業務目安額（総額）を超えた場合

（契約締結）

第15条 第13条第1項に規定する業務提案書等の審査の結果、受注候補者が決定した際には、速やかに契約交渉を行い、契約締結するものとする。

（組織）

第 16 条 業務委託の実施に係る事務局は、環境水道部上水道課に置く。

2 業務委託に関する各種問合せ及び書類の受付等の事務の処理については、事務局において行う。

(書類の様式)

第 17 条 この要領の施行に関し必要な文書等の様式は、市長が定める。

(委任)

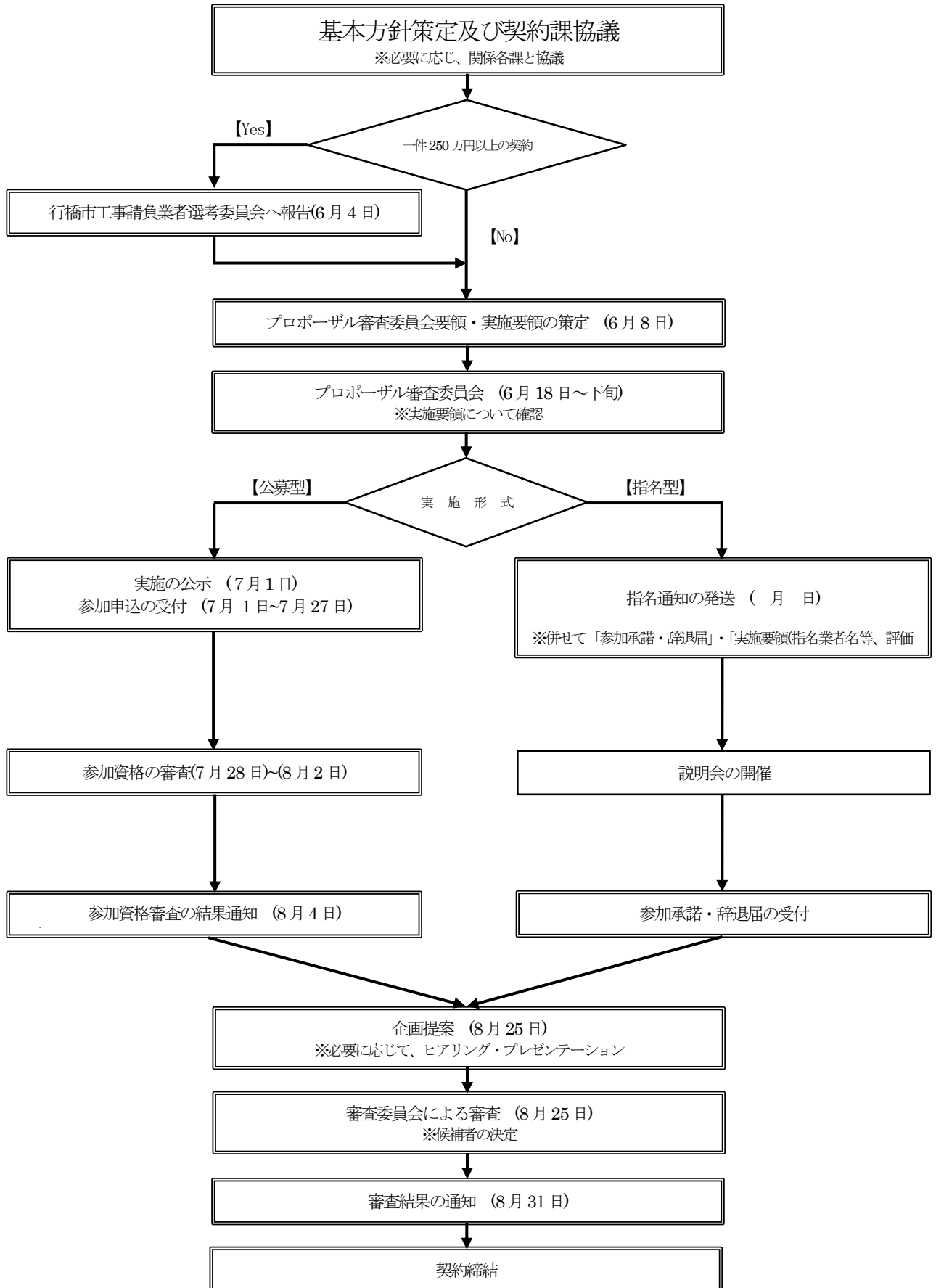
第 18 条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表1

【プロポーザル方式等の全体スケジュール】



様式第1号（第9条第1項関係）

令和 年 月 日

行橋市長 田 中 純 殿

商号又は名称  
所 在 地  
代 表 者

⑩

## プロポーザル参加申込書

行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託に係るプロポーザル方式による業者選定について、下記のとおり参加を申し込みます。

### 記

1 業務名

行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託

2 添付書類



商号又は名称  
所在地  
代表者

行橋市長 田中 純

## プロポーザル参加資格審査結果通知書

令和 年 月 日に申し込みのありました行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託に係るプロポーザル方式による業者選定につきまして、行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託プロポーザル審査委員会において審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

- 1 業務名 行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託
- 2 結果 ①貴社につきましては参加資格を有すると認められました。

令和 年 月 日までに業務提案書を提出してください。

②次の理由により、貴社につきましては参加資格を有すると認められませんでした。

理由：

様式第3号（第11条第1項関係）

令和 年 月 日

行橋市長 田 中 純 殿

商号又は名称  
所 在 地  
代 表 者  
担当者氏名  
所 属  
連絡先  
電 話  
E-mail

⑩

## 業務提案書

行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託の応募要領説明書等に基づき、業務提案書類一式を提出いたします。

様式第4号（第11条第1項関係）

## 業務実施体制（従事者配置計画を含む）に関する提案書

応募要領説明書等を踏まえ、簡素にまとめて下さい。

様式第5号（第11条第1項関係）

## 業務実施方法に関する提案書

応募要領説明書等を踏まえ、簡素にまとめて下さい。

様式第6号（第11条第1項関係）

## 業務内容及び業務に対する企画・技術提案書

応募要領説明書等を踏まえ、「1. 窓口業務」、「2. 検針及び調定業務並びに有収率の向上」、「3. 水道料金等の徴収・収納、滞納整理業務」、「4. 給水停止業務」について簡素にまとめて下さい。

様式第7号（第11条第1項関係）

## お客様サービス向上に関する提案書

応募要領説明書等を踏まえ、簡素にまとめて下さい。

様式第8号（第11条第1項関係）

## 個人情報保護体制に関する提案書

応募要領説明書等を踏まえ、簡素にまとめて下さい。

様式第9号（第11条第1項関係）

## 収納金の管理体制に関する提案書

要求水準書、応募要領説明書等を踏まえ、簡素にまとめて下さい。



様式第 10 号 (第 11 条第 1 項関係)

## その他の提案書

応募要領説明書等を踏まえ、「1. 業務委託における官民の責任分担、責任への対応等」、  
「2. 業務引継ぎの内容と体制について」、「3. 雇用計画について」、「4. 地域への  
貢献等」の順に、簡素にまとめて下さい。

様式第 11 号 (第 11 条第 1 項関係)

令和 年 月 日

行橋市長 田 中 純 殿

商号又は名称  
所 在 地  
代 表 者  
担当者 氏 名  
所 属  
連絡先  
電 話  
E-mail

印

## 電算システム計画書

行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託の応募要領説明書等に基づき、電算システム計画書類一式を提出いたします。

様式第 12 号 (第 11 条第 1 項関係)

ハード構成図及びシステム構成図 (ネットワークを含む)

様式第 13 号 (第 11 条第 1 項関係)

システム構築計画 (非常体制を含む)

様式第 14 号 (第 11 条第 1 項関係)

## データ移行計画

様式第 15 号 (第 11 条第 1 項関係)

## セキュリティ対策について

様式第 16 号 (第 11 条第 1 項関係)

その他の提案事項について

様式第 17 号 (第 11 条第 1 項関係)

## 提案見積書

件名：行橋水道事業（検針・収納・窓口）業務委託

提案見積額（総額）

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

単年度換算額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり、提出した技術提案書等に関する提案見積額を提示いたします。

令和 年 月 日

行橋市長 田中純 殿

商号又は名称  
所在地  
代表者

⑩

(注意事項)

1. 額欄には、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）を記載して下さい。
2. 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入して下さい。
3. 書式は貴社書式で結構ですので、内訳書（要求水準書第 1 節—4にある業務毎）を必ず添付して下さい。



商号又は名称  
所在地  
代表者

行橋市長 田中 純

## 公募型プロポーザル方式結果通知書

令和 年 月 日に提案のありました行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託に係るプロポーザル方式による業者選定につきまして、行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託プロポーザル審査委員会において審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

- 1 業務名 行橋市水道事業（検針・収納・窓口）業務委託
- 2 結果 ①貴社につきましては受注候補者として決定しました。

契約手続につきましては別途通知します。

②次の理由により、貴社につきましては受注候補者として決定しませんでした。

理由：